

社会保険

みえ

CONTENTS

全国健康保険協会(協会けんぽ)三重支部

VOL.580

- 任意継続について
- 資格情報のお知らせ、資格確認書の交付申請について

日本年金機構 年金事務所

- 社会保険における「報酬」・「賞与」の考え方について
- 事業所調査で指摘の多い事例(短時間労働者の適用)

一般財団法人 三重県社会保険協会

- 令和6年度 事業結果 中間報告
- 秋の「ウォーキング大会」開催日決まる!
- 令和7年度の「セミナー」案内
- 会員様「投稿」ご紹介コーナー
- 会員様へのメッセージ
- 社会保険協会事業のご案内「自由を阻む壁にドロップキック」の巻

行政資料提供 / ◆日本年金機構 ◆全国健康保険協会三重支部(協会けんぽ)



▶三重の風景シリーズ #36:熊野市紀和町「小船梅林の梅」

三重県と和歌山県の県境、北山川と熊野川が合流するあたりにある三重県最南端の梅の名所。昭和40年頃から植栽されてきた約700本の梅の木から、ほのかな甘い香りが漂います。広大な河川敷には、無料のキャンプ場があり、ゆっくりと川のせせらぎを楽しみながら、梅見はいかがでしょう。

2025
3

職場内で回覧をしてください

任意継続について

被保険者（ご本人）様が、会社をご退職等して健康保険の資格を喪失したときは、**ご自身で**次に加入する健康保険を選択し、加入のお手続きをしていただく必要があります。

退職後の健康保険は、次の**3つの選択肢**から**ご自身で選択**していただきます

	国民健康保険	任意継続 (協会けんぽ加入者の場合)	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族のお勤め先
保険料	前年度の所得や家族構成により決定 ※離職理由などにより保険料が 減免されることがあります 必ず双方の保険料を比較してください	在職時の 約2倍 (上限あり) ※上限金額は毎年見直され 変更することがあります	負担なし
加入要件	お住まいの市区町村役場へ ご相談ください	下記をご確認ください	ご家族が加入されている健康保険の 扶養認定条件を満たす必要があります

任意継続の加入要件

- 退職日(資格喪失日の前日)までに
継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること
- 退職日の翌日(資格喪失日)から**20日以内(必着)**に
「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を
提出すること(20日目が土日祝日の場合は翌営業日まで)

申出書は、お住まいの都道府県の
協会けんぽ支部へ郵送にてご提出ください。

任意継続被保険者の資格取得をご希望の方へ マイナ保険証をお持ちでない方は、マイナ保険証のご登録を行っていただくか、「資格確認書交付申請書」のご提出が必要となります。

申出書のダウンロードはこちら



協会けんぽのHP ▶ 申請書ダウンロード ▶

任意継続の申請書 ▶

任意継続被保険者資格取得申出書

保険料や加入要件を
要確認!でござる



スマホの方はこちら

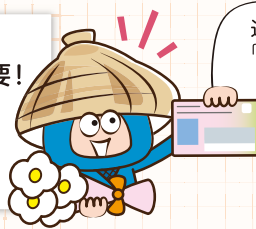
手書き用・入力用から
選択してダウンロード

マイナ保険証、使っていますか?

2024年12月2日から従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されました。

マイナ保険証なら

- ✓就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要!
- ✓マイナポータル*の利用で
医療費控除の確定申告が簡単に!
*政府が運営するオンラインサービス



退職後も
「手元に保険証が
なくて困る」ことが
なくなるでござる

マイナ保険証の
登録方法や
安全性について、
詳しくはこちら▼



従来の健康保険証の場合、退職後に使用されると医療費を返納していただくことがあります。マイナ保険証の利用をご検討ください。

従来の健康保険証をご使用の方へ

退職された翌日から(本人・家族)、従来の健康保険証は使用できません。

退職後病院にかかるとき

健康保険が変わったことを病院の窓口申し出て
マイナ保険証または新しい健康保険の
資格確認書で受診してください。

退職後や扶養からはずれてからも
引き続き従来の健康保険証を使ってしまうと...

「退職」や「扶養からはずれた」場合などに、
従来の健康保険証を誤って使用してしまうと
自己負担額を除いた医療費(総医療費の7割~9割)を
返還していただくこととなります。

2024年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。※発行済みの保険証は最大一年間使用可能です。

資格情報のお知らせ、資格確認書の交付申請 について

マイナ保険証を利用できない場合は？

マイナンバーカードを所持していない、マイナ保険証の利用登録をしていない、家族や介助等が同行して資格確認を補助する必要がある場合は、「資格確認書交付申請書」を提出し、交付を受けます。



※「資格確認書交付申請書」をご提出いただかなくとも、資格取得届や被扶養者(異動)届の資格確認書発行要否欄にチェックされた方に発行しております。また、チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には、資格取得から30～50日後に自動で発行しております。

資格情報のお知らせの再交付が必要な場合は？

健康保険の資格の取得時に交付を受けた「資格情報のお知らせ」をなくした（破損した）、氏名変更等で新たな「資格情報のお知らせ」が必要な場合は、「資格情報のお知らせ交付申請書」を提出し、交付を受けます。

記載例

1 資格情報のお知らせ交付申請書

資格情報のお知らせ等に記載されている記号と番号をご記入ください。
※校番は記入不要です。

交付が必要な方を、1～3から選択のうえ、あてはまる数字をご記入ください。

交付が必要な方が被扶養者の場合は④の欄の氏名と生年月日をご記入ください。

原則、被保険者の住所をご記入ください。
なお、被保険者の住所で受け取りができない場合は、受け取りが可能な住所をご記入ください。
ただし、宛名は被保険者氏名になります。

2 資格確認書交付申請書

資格確認書は、交付理由欄に記載のケースに該当し、マイナ保険証を利用できない状況である場合のみ発行できます。
該当する場合は、してください。

チェックリスト

	1 資格情報のお知らせ交付申請書	2 資格確認書交付申請書
提出時期	資格情報のお知らせの交付を希望する場合(※)や、お持ちの資格情報のお知らせをき損、紛失したとき ※氏名・生年月日の変更の場合は、資格情報のお知らせは自動で送付されませんので必要な場合は申請してください。	資格確認書の交付を希望する場合や、お持ちの資格確認書をき損、紛失したとき、医療機関等においてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができないとき
提出先	ご加入の協会けんぽ支部	ご加入の協会けんぽ支部 (事業所に勤務している被保険者およびその被扶養者は、事業主経由で申請してください。)
添付書類	なし	き損による再交付を希望する場合は、き損した資格確認書

社会保険における「報酬」・「賞与」の考え方について

社会保険における「報酬」・「賞与」（以下「報酬等」という。）の考え方についてお知らせします。

○ 報酬等の基本的な考え方

「報酬等」は、厚生年金保険法、健康保険法において「労働者が、労働の対償として受けるすべてのもの」と規定されており、労働の対償として経常的かつ実質的に受けるもので、被保険者の通常の生計に充てられるすべてのものを包含します。

「報酬等」に該当するか否かは、手当の名称等で判断するのではなく、手当の内容に基づき判断することとなります。具体的には、下表の考え方に照らして「報酬等」に該当するか否かを判断します。ご不明な点があれば管轄の年金事務所にご相談ください。

順番	考え方	例
①	現実に提供された労働に対する対価に加え、給与規定等に基づいて使用者が経常的（定期的）に被用者に支払うものは、「報酬等」に該当する。労働の提供と対償の支払が時間的に一致する必要はなく、将来の労働に対するものや、病気欠勤中や休業中に支払われる手当であっても労働の対償となり、「報酬等」に該当する。また、雇用契約を前提として事業主から食事、住宅等の提供を受けている場合（現物給与）も「報酬等」に含まれる。	賃金、給料、俸給、賞与、インセンティブ、通勤手当、扶養手当、休業手当
②	労働の対償として受けるものでないものは、「報酬等」に該当しない。	傷病手当金、労働者災害補償保険法に基づく休業補償、解雇予告手当
③	事業主が負担すべきものを被保険者が立て替え、その実費弁償を受ける場合、労働の対償とは認められないため、「報酬等」に該当しない。	出張旅費、赴任旅費
④	事業主が恩恵的に支給するものは労働の対償とは認められないため、原則として「報酬等」に該当しない。	見舞金、結婚祝い金
⑤	恩恵的に支給するものであっても、労働協約等に基づいて支給されるもので、経常的（定期的）に支払われる場合は、「報酬等」に該当する。	傷病手当金と給与の差額補填を目的とした見舞金
⑥	労働の対償として支給されるものであっても、被保険者が常態として受ける報酬以外のものは、「報酬等」に含まれない（支給事由の発生、支給条件、支給額等が不確定で、経常的に受けるものではないものは、被保険者の通常の生計に充てられるものとは言えないため）。ただし、これに該当するものは極めて限定的である。	大入袋

事業所調査で指摘の多い事例 〈短時間労働者の適用〉

短時間労働者の適用について、事業所調査で指摘の多い事例をお知らせします。

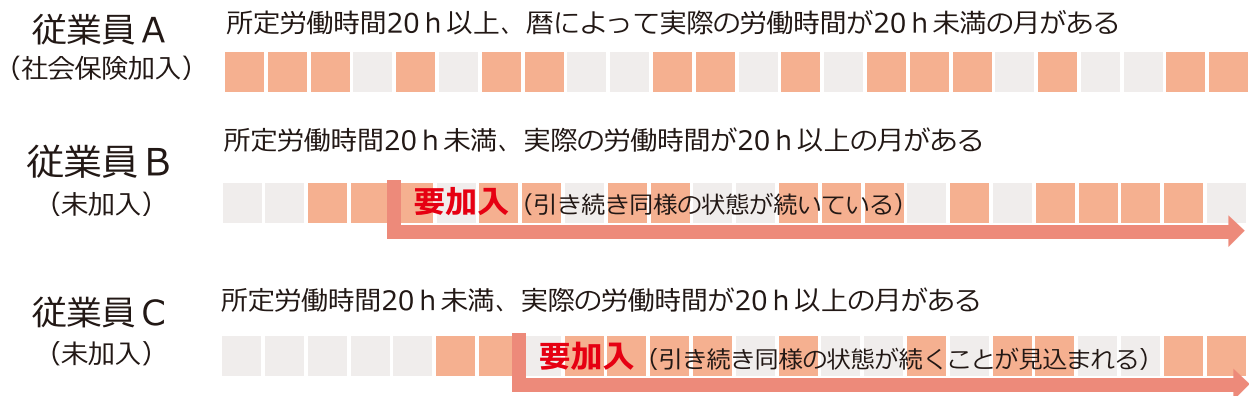
【事例の概要】

A社(※)は複数の店舗を有しており、短時間労働者の勤務管理は各店舗が行う。加入可否は各店舗の担当者が判断し手続きを行っている。本社でもこの勤務時間を監視し、加入基準を超えると各店舗へ連絡する仕組みである。過去2年分の実際の勤務時間を調査したところ、恒常的に加入基準を超えていたため、遡って加入手続きが必要となった事例。

※ A社は特定適用事業所（厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等）であるものとする。

〈実際の勤務時間の状況〉

■ 加入基準を超えている月
□ 加入基準を超えていない月



【正しい取扱い】

就業規則や雇用契約書等で定められた所定労働時間が週20時間未満である者でも、実際の労働時間が連続する2月において週20時間以上となった場合で、引き続き同様の状態が続いている又は続くことが見込まれる場合は、実際の労働時間が週20時間以上となった月の3月目の初日に被保険者の資格を取得します。この際、各月の判定要素となる時間と賃金の計算には、所定労働時間とそれに対する賃金に加え、法定内の所定外労働時間とのその時間に対する賃金を用います。

原因と改善ポイント

- 本社においても勤務時間を監視し、基準超過の連絡をしているものの、その後適正に勤務管理・手続きがなされているかを確認していないことが主な原因でした。
- 実際の労働時間が加入基準を超えてしまった場合は、引き続き同様の状態とならないよう管理を徹底し、同様の勤務を必要とする場合は速やかに加入手続きを行いましょう。

令和6年度 事業結果 中間報告

◆セミナー

- 7月 社会保険事務セミナー（基礎講座）〈県下7会場〉
午前の部 305名 午後の部 272名
- 8月 社会保険制度セミナー（年金制度）〈県下1会場〉
午前の部 36名 午後の部 62名
- 10月 社会保険事務セミナー（実務講座）〈県下7会場〉
261名
- 12月 社会保険制度セミナー（健保給付制度）〈県下1会場〉
午前の部 49名 午後の部 84名



各種セミナーに
延べ1,069名様が
参加され、知識を一層
深めていただきました。
ご多忙の中、出席いただき
ありがとうございました。

◆ウォーキング大会

- 10月11日 各支部 参加者合計 149名

秋の観光シーズンに
「自由散策」をお楽
しみいただきました。



速報

令和7年度

秋のウォーキング大会 開催日決まる！



★ 令和7年度 開催 日程 ★

- 四日市 支部 … 10月11日(土)
津 支部 … 10月18日(土)
尾 鷲 支部 … 11月 8日(土)
松 阪 支部 … 11月15日(土)
伊 勢 支部 … 11月22日(土)

9月号・11月号に「案内チラシ」を同封いたします。
ウォーキング大会ファンのみなさま、
日程をカレンダーにメモっておいてくださいませ！

開催曜日につきまして、日曜開催・平日開催を希望されるお声もいただいております。

会員様のご要望を広くお聴きしましたところ、土曜開催を希望される声が多数でございました。

令和7年度につきましては、土曜開催を進めてまいりたいと存じますので、何卒ご了承のほどお願い申し上げます。

事務担当者様へ

令和7年度も「セミナー」をご活用ください！

★ 令和7年度のセミナー開催スケジュール(予定) ★ ※制度セミナーは変更の可能性がございます。

- 社会保険事務セミナー（基礎講座）「届出事務と健康保険給付」→ 7月（午前&午後）県下7会場
社会保険制度セミナー（年金制度）「高齢年金、制度改正など」→ 8月（午前 or 午後）県下1会場
社会保険事務セミナー（実務講座）「日本年金機構への届出事務」→ 10月（午後 only）県下7会場
社会保険制度セミナー（健康保険給付制度）「健康保険の給付」→ 12月（午前 or 午後）県下1会場
年金セミナー（年金給付）「年金制度、繰下げ受給、在老など」→ 2月（午前&午後）県下7会場

● 会員様「投稿」ご紹介コーナー

前号の「クイズ回答用紙」下段に

「2025年に新たにチャレンジしてみたいこと」

というテーマで自由「記入欄」を設けました。

たくさんの会員様にご記入いただき、ありがとうございました。

一部を掲載させていただき、皆さんで共有したいと思います。



● 会員様の声

たくさんのコメントをお寄せいただき、感謝申し上げます。皆様の目標が叶いますように♥

- フルマラソンで、自己新記録更新!!
- 湯冷ましを飲むことを習慣にする!
- 北欧4ヶ国を一人旅してみたい!
- 自由に生きる
- 身体に優しい生活をする
- 一生自分の足で歩けるように、週3筋トレ、毎日なわとび!
- 長い物に巻かれずに、自分の正しいと思った事を実行する
- 古事記を読んで日本の神様にハマりました。今年は日本各地の神社に行ってみたい!
- 生活環境や人間関係を刷新し、新たな出会いに期待し、再スタートとなる年にしたい!
- 実家を出て1人で暮らします。人生いつ何が起きるか分からないので、やりたい事をやってみようと思いつめました



「健康」「ダイエット」に関することを目標にされている方が、たくさんいらっしゃいました。健康第一です。心身ともに健やかで「チャレンジ」の年になりますように!

「第12回 社会保険みえクイズ（前号） 正解発表」

	問1	問2	問3	問4	問5
こたえ	C	A	C	A	C

たくさんのご応募、ありがとうございました★
応募総数256件。全問正解は202件でした。

会員様へのメッセージ

令和6年度の社会保険協会事業にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「セミナー」「ウォーキング大会」「割引券発行」など、予定どおり実施することができました。

来年度につきましても、ご要望の多い事業を重点的に進めてまいりたいと存じます。

なにとぞ変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

次回「5月号」（4月中旬頃発送予定）にて令和7年度「年間事業予定表」「会費納入のご案内」などをお送りいたします。

「会費振込用紙」が同封されますので、開封の際ご注意くださいようお願いいたします。

なお、口座振替を希望された事業所様には「振込用紙」は送付いたしません。

振替予定日（引落日）が表示された文書を送付予定です。

口座振替のご案内

← 手数料のご負担なし! ← 金融機関に出向く必要なし!

令和7年度「会費」のお支払いには、ぜひ「口座振替」をご利用ください。

便利で
確実です!

ディズニーリゾートに関する耳寄りなお知らせ

通常の1デーパスポートより500円お得!
三重県社会保険協会会員様限定! 期間は3月14日まで!

← 「サンクス・フェスティバル」パスポート!

詳しくは三重県社会保険協会ホームページNEWS欄をご参照ください。



















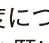
今月号の同封チラシのご案内

○ 会員事業所様の名称・住所変更に関する「届出」のお願い

三重県社会保険協会事業のご案内

「自由を阻む壁にドロップキック」の巻

～事務担当者 ^{やしろえ やすこ} 社会保子さん  ・ ^{きょうこ} 協子さん  姉妹のある日の会話 Part21～

- 保子さん  「最近やたらと『〇〇の壁』って言うじゃな～い♪」
- 協子さん  「103万、106万、130万、ベルリン、有吉…いろんな壁があるにゃあ～」
- 保子さん  「でもアンタ、備品庫の壁に台車ぶつけて穴開けたのバレてますから！残念!!」
- 協子さん  「バレとった？勢い余ってドーンってぶつけて…正に(壁ドン)やなっ！」
- 保子さん  「やかましいわっ！でも壁と言え、職場で『見えない壁』を感じることはない？」
- 協子さん  「ん!?それは価値観や感性の絶望的相違から生ずるメタファーとしての壁のこと？」
- 保子さん  「不条理文学の名手『安部公房』先生が言うところの『自由を阻む壁』のことやよ」
- 協子さん  「ピヨンド・ザ・ウォール！羽ばたいて壁を乗り越えて新たなステージでリスタート！」
- 保子さん  「そうとなったら、姉妹同時退職に向けて、後任のためのマニュアル作成に取りかからねばっ！」
- 協子さん  「うん。朔日餅の注文方法から月額変更届の記入方法まで、事細かに引き継ぐでえ～」
- 保子さん  「それに私らには、強い味方(社会保険協会)がいつも、そっと寄り添ってくれてるやん」
- 協子さん  「参考図書に、セミナーに、ウォーキング大会に、お得な割引券発行に！」
- 保子さん  「これからもミyakミyakと、社会保険協会と共にあらんことを！」
- 協子さん  「万博くらい人が集まるような楽しい事業を期待したいにゃあ～」
- 保子さん  「きっと今頃、令和7年度の様々な特典事業を計画しとるんやない？いいじゃないのー♪」
- 協子さん  「4月中下旬に届く[社会保険みえ5月号]は見逃したら、ダメよ～ダメダメ！」
- 保子さん  「おっと大きな声でしゃべり過ぎたなっ！(壁に耳あり食事にめはり)って言うじゃな～い♪」
- 協子さん  「高菜の漬物で巻いた東紀州の郷土料理(めはり寿司)は目玉飛び出るほど、うまし！」
- 保子さん  「でもアンタ目を見張るべきは、5月号に同封される案内チラシですから!! プリーズチェックラ！」

令和7年度につきましても、引き続き「三重県社会保険協会」をご愛顧いただき、各種事業にご参加、ご利用のほど、なにとぞお願い申し上げます。次号にて新年度「事業予定表」をお送りいたします。

年金事務所による出張年金相談日

相談場所	相談時間	相談日		相談場所	相談時間	相談日	
		3月	4月			3月	4月
柿安シティホール (桑名市民会館)	10:00～15:00	6	3	鈴鹿商工会議所	10:00～15:00	12	9
		13	10			26	23
		27	17	亀山市役所	10:00～12:00	18	17
		-	24		13:00～15:00		
上野商工会議所	10:00～15:00	5	10	志摩市商工会館	10:00～15:00	13	10
		21	-	熊野市役所	10:00～14:00	5	2
名張商工会議所	10:00～15:00	11	-	熊野市役所紀和総合支所	10:00～13:00	-	18
		25	22	御浜町役場	10:00～14:00	12	9
				紀宝町役場	10:00～14:00	19	16

※桑名市・伊賀市・名張市・鈴鹿市・亀山市・志摩市については、予約による年金相談を行っていますので、ぜひご利用ください。

【お申し込み先】 各年金事務所 お客様相談室あてお電話ください。

桑名市 ⇒ 四日市年金事務所 059-353-5515
 伊賀市・名張市・鈴鹿市・亀山市 ⇒ 津年金事務所 059-228-9112
 志摩市 ⇒ 伊勢年金事務所 0596-27-3601